

中国の両用品目輸出管理規制

～商務部公告2026年第1号のインパクト～



弁護士法人大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

一、はじめに

多くの企業が新しい一年を迎えて始動し始めた2026年1月6日、中国商務部により「両用品目の日本に対する輸出管理強化に関する公告」(商務部公告2026年第1号、以下「26年1号公告」という。)が公布された。26年1号公告が多分に政治的な背景を伴うことは周知の事実であるが、その内容を見ると解釈の余地が非常に広い文言が多く、同公告を巡っては様々な意見が交わされている。今後もレアアースを中心とする両用品目に関する様々な規制が出されることが予想されるため、今回のニュースレターでは、中国の両用品目を巡る輸出管理規制の概要について解説したい。

二、規制の概要

1. 法体系

中国の両用品目を巡る輸出管理規制は主に法律、行政法規及び部門規則において規制されており、主なものとしては、法律レベルでは輸出管理法、行政法規レベルでは両用品目輸出管理条例、部門規則レベルでは両用品目管理規制リスト、両用品目技術輸出入許可証管理弁法、両用品目・技術輸出入許可証管理目録等が挙げられる。

2. 管理体制

(1) リスト管理

リスト管理は、輸出管理規制の原則となる管理モデルであり、國務院商務主管部門（以下「商務主管部門」という。）が制定、公布する両用品目管理規制リスト（以下「管理規制リスト」という。）¹により管理される。管理規制リストに記載された両用品目について、輸出事業者は、商務主管部門に輸出許可を申請しなければならない。2024年以降、レアアースを含む様々な両用品目の中国からの輸出管理が問題となっているが、それらの多くはリスト管理に関わるものである。

(2) 臨時管理

管理規制リストに掲載されていない貨物、技術及びサービスの中で、国の安全及び利益の維持保護、拡散防止等の国際義務の履行の必要に基づき、商務主管部門が、個別に國務院の承認を経て、2年を超えない期間の限りで実施する管理形態である。臨時管理に属する場合、リスト管理と同様、輸出事業者は、商務主管部門に輸出許可を申請しなければならない。

(3) 包括管理

リスト管理及び臨時管理の対象以外の貨物、技術及びサービスについて、輸出事業者の側で、国の安全及び利益への脅威、大量破壊兵器やテロに使用されるおそれがあると知り又は知りうべき場合、或いはそのおそれがあることを商務主管部門から通知された場合、同様の輸出許可申請が必要になる。

(4) 特定対象への輸出禁止

上記の各輸出管理への該当性にかかわらず、商務主管部門は、国の安全及び利益の維持保護、拡散防止等の国際義務の履行の必要に基づき、國務院又は國務院及び中央軍事委員会の承認を経て、特定の両用品目の輸出を禁止し、又は特定の両用品目を特定の仕向国及び仕向地、特定の組織及び個人に輸出することを禁止することができる。

3. 輸出許可制度

輸出許可の種類としては、個別許可、包括許可、登録方式の輸出証明取得に分類される。

(1) 個別許可

個別許可は、申請した輸出事業者に対し、輸出許可証書に記載された範囲、条件及び有効期間内において、単独の最終ユーザー向けに1回の特定両用品目の輸出を許可するものである。

¹ 両用品目管理規制リストと類似するものとして両用品目・技術輸出入許可証管理目録がある。前者は、商務部、工業情報化部、税関総署及び国家暗号局が共同して公布し、2024年12月1日から施行された両用輸出管理を目的として策定されたリストである。これに対し、後者は、商務部と税関総署が共同で公布、施行した両用品目

に限らず技術を含めた輸出入管理を目的としたものであり、今年も2026年度版が1月1日より施行されている。

個別許可の申請に際しては、以下の資料を提出する必要がある。最近の実務では、従前に比べて更に細かい技術説明が求められる事例も出ており、今後、日本企業を含む外国企業としてはどのような説明資料を提出すべきか、検討をする場面が増えると予想される。

- ① 申請者の法定代表者等の身分証明書類
- ② 輸出対象に関する契約書類
- ③ 輸出対象である両用品目の技術説明又は検査測定報告
- ④ 両用品目の最終ユーザー及び最終用途の証明文書
- ⑤ その他の資料

(2) 包括許可

包括許可は、申請した輸出事業者に対し、輸出許可証書に記載された範囲、条件及び有効期間内において、単独又は複数の最終ユーザー向けに複数回の特定両用品目の輸出を許可するものである。個別許可と異なり、複数の最終ユーザー向けに複数回の輸出が許可されるため、有効期間も3年間とされる。

包括許可の申請に際しては、個別許可の提出資料以外に、以下の資料を提出する必要がある。

- ① 両用品目の輸出管理にかかる社内コンプライアンス制度の状況説明資料
- ② 両用品目輸出許可証書の受領及び使用状況の説明資料
- ③ 両用品目の輸出経路及び最終ユーザーに関する説明資料

(3) 登録方式の輸出証明取得

登録方式の場合、輸出事業者は、特定両用品目を輸出する際に、予め商務主管部門で登録を行い、輸出証明書類を取得したうえで輸出することになる。

三、26年1号公告の位置づけ

26年1号公告では、国の安全及び利益の保護、拡散防止等の国際義務の履行を目的としつつ、全ての両用品目について、日本のみを対象として、軍事ユーザー、軍事用途又は日本の軍事力向上のための最終ユーザー若しくは用途向けに輸出することを禁止している。同公告については、2024年12月3日に米国向け輸出管理強化の公告(商務部公告2024年第46号)と類似する表現が使われている一方、敢えて「全ての両用品目」を対象とし、「日本の軍事力向上に寄与する」といった非常に解釈の幅のある表現が追加されており、両公告には大きな差異があると言わざるを得ない。

また近時の商務部スポークスマンの記者会見によれば「明確に民生用途に属する等の条件に合致する輸出許可申請に対しては許可を得られる。」と発言しているものの、特定の国を対象として、一定の条件を満たす両用品目については全面的に輸出を禁止することから、特定対象への輸出禁止措置を探っているようにも思われる。

四、最後に

26年1号公告では、軍事用途等による全面的輸出禁止のみならず、第三国に対して当該禁止規定に違反して日本に対する両用品目を輸出することを禁止している。これは日本向けを想定した再輸出規制を探っていると考えられるため、日本企業としては日中間取引のみならず、第三国間の取引にも目配りをしたうえで、中国の輸出管理規制を遵守していく必要が出てきている。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ・メールアドレス：info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせて頂きます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。